

志學館大学コンプライアンス委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「学校法人志學館学園コンプライアンス規程」第6条に基づき、志學館大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 委員会は、大学運営会議をもってこれに充てる。

(審議事項等)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議又は実施する。

- (1) 研究倫理及びコンプライアンスに係る活動に関する指示及び啓発活動
- (2) 研究上の不正行為及び公的研究費（本学の研究費及び研究旅費を含む。以下「公的研究費等」という。）の不正使用の防止計画の策定
- (3) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証並びに改善等
- (4) 研究上の不正行為及び公的研究費等の不正使用に関する通報があった場合の、通報の受理又は不受理の決定
- (5) 前号の通報を受理した場合の調査
- (6) 違反事案に係る再発防止策の検討及び周知
- (7) その他研究倫理及びコンプライアンスに関わる事項の検討

2 前項第1号に関わらず、人を対象とした研究の倫理に関する事項は別に定める。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、事務局長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 第3条第1項第4号から第6号の事項に係る審議の場合、審議の対象となる事案に関わる委員は、審議及び議決に加わることはできない。このとき、当該委員の数は、前2項に係る委員の定数に算入しない。

7 学長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、第3条第1項第4号から第6号に係る事案について、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和３年９月８日から施行する。